

公 示

聴 聞 の 開 催 に つ い て

道路運送法施行規則第60条の2の規定により、下記のとおり公示します。

当該処分に係る利害関係人で意見聴取の申請をしようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次の事項を記載した申請書を九州運輸局長あて提出してください。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及びその番号（ 聴聞の開催について 九運公第41号 ）
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名並びに連絡先
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所  
新幸タクシー 有限会社  
熊本県玉名郡長洲町清源寺740-1
2. 予定される処分内容  
道路運送法第40条に基づく本社営業所の事業停止72日間
3. 聴聞の期日  
令和6年7月18日（木）15時00分
4. 聴聞の場所  
熊本県熊本市東区東町4-14-35  
熊本運輸支局 2階会議室
5. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地  
九州運輸局 自動車交通部 自動車監査官（電話 092-472-2529）  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

令和6年6月25日

九州運輸局長 吉永 隆博  
(公 印 省 略)